

## つくば環境スタイルサポーターズ会則 (改定案)

(名称)

第1条 この会は「つくば環境スタイルサポーターズ」(以下「サポーターズ」という。)と称する。

2 英語による表記は「Tsukuba Eco Style Supporters」とする。

(目的)

第2条 サポーターズは「つくば環境スタイル」の目的を達成するため、市民、事業者、大学・研究機関、団体、行政等の各主体が緩やかな連携を図りながら、地球温暖化防止のための様々な取り組みを、自主的、自発的に実践していく組織とする。

(事務及び運営等)

第3条 サポーターズの運営及び管理等の事務は、当分の間、つくば市環境政策課(以下「事務局」という。)が行うものとする。

(会員及び会員資格)

第4条 会員とは、サポーターズの目的に賛同し、所定の入会手続きにより登録した者とする。

2 会員資格を有する者は次の表に掲げる者とする。

会員名称	対象者	対象要件
個人会員	小学校4年生以上の者	1 つくば市内に住所を有する者 2 つくば市に通勤通学する者 3 つくば市が好きな人
事業所等会員	企業及び個人経営者	市内に本支店がある企業及び市内の個人経営事業所
	学校等	市内の保育園(所)、幼稚園、小・中学校、高等学校、大学、

		専門学校等
	NPO	市内で活動するNPO法人
	その他の団体	市内で活動する団体及び自治会等
	市外事業所等	つくば環境スタイルの施策に係る市外の事業所等

(事業所等会員の努力義務)

第5条 事業所等会員は、サポーターズの目的達成のための取り組みを積極的に行うとともに、その構成員をサポーターズ会員として、各事業へ参加するよう努めるものとする。

(入会金及び年会費)

第6条 サポーターズの入会金及び年会費は無料とする。

(入会手続き)

第7条 サポーターズに入会を希望する者は、つくば環境スタイルサポーターズ入会申込書(様式第1号)(以下「入会申込書」という)、または、募集チラシ等の入会申込書を事務局に提出するものとする。但し、15歳以下の者の入会の申込等については、保護者の同意を必要とする。

2 事務局は、入会申込書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、会員登録をしなければならない。

(会員証の交付)

第8条 事務局は、会員に対して会員証を交付しなければならない。

2 会員証は、会員本人のみが利用できるものとする。

(会員証の紛失等)

第9条 会員証を紛失した場合には、つくば環境スタイルサポーターズ会員証再交付申込書(様式第2号)を事務局に提出し、再交付を受けるものとする。

2 会員登録の内容に住所・氏名等の変更が生じた場合には、つくば環境スタイル

サポーターズ会員登録事項変更届（様式第3号）を事務局に提出するものとする。

（会員の退会）

第10条 会員が退会を希望する場合は、つくば環境スタイルサポーターズ退会届（様式第4号）に会員証を併せて事務局に提出するものとする。

（会員資格の期間）

第11条 会員の会員資格は、退会の届けが無い限り継続するものとする。

（会の役員）

第12条 サポーターズには、当分の間、役員は置かないものとする。

（事業）

第13条 サポーターズの事業は、次に掲げる事業を行うものとする。但し、活動等への参加は会員の任意とする。

（1） 地球温暖化防止のための具体的な行動の実践、普及啓発、研修会・情報交換会の企画及び参加、環境教育・環境活動への参加等

（2） その他「つくば環境スタイル」の目的達成に係わる事業等

（会則の改正）

第14条 会則の改正を行った場合には、あらかじめ会員に告知するものとし、改正をもって、その効力は全会員に及ぶものとする。

附 則

この会則は、平成24年3月1日より施行する。

この会則は、平成30年4月1日より改訂して施行する。